

調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

(1) 評価項目の中で、見直しが必要と思う項目があれば、その内容と理由をお聞かせください。

特に特別簡易型（金額区分：3千万円未満）の地域密着型の工事について
○これまで幾度も評価項目・加点の見直しが行われてきたものの、評価点が業者によって固定化していることにより、受注業者に片寄りが発生している。
また、地域の除雪や安全・安心を担う地元業者が受注できない状況にある。
○地元業者が受注しやすくするには、評価項目・加点の見直しだけでは限界があり、抜本的な対応が必要である。

(2) 総合評価方式に関する提出書類の中で、見直しが必要と思う書類があれば、その内容と理由をお聞かせください。

○別紙1に記載のとおり。

(3) 本県では、品質の確保の観点から、総合評価方式を公共工事の調達方式の中心と位置付け、地元企業の受注機会の確保にも配慮し運用しているところですが、受注者側からみた総合評価方式の問題点があればお聞かせください。

- 公共事業による社会インフラの調達は、しっかりとした品質の確保が求められ、単品・現地・受注生産である公共財の公共調達は、より安くという物品調達とは基本的に異なる。
- 公共調達は、建設業法（19条の3）において、「注文者は自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するためには通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない」と定められており、平成26年改正の担い手3法においても、品質確保と適正な利潤確保が明記されている。
- 入札において、適正な競争は必要であるものの、行き過ぎた価格競争は改正品確法の主旨に反している。本県では仕事量の減少により、会津・中通りにおいて低入札・失格案件が多発しており、特に低入札はダンピングを助長するため、国や他県のように厳しく対応する必要がある。
- 低入札は、スケールメリットが働く規模の大きな業者が有利となる。また、適正な価格で入札を行う者が工事を受注できない状況は、工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発展を阻害し、建設業界全体の疲弊に繋がり、特に除雪や維持補修を担っている地域の守り手である中・小規模の業者の死活問題である。
- 中でも、特別簡易型については、評価点が業者によって固定化しており、受注に片寄りが発生している。また、除雪作業を実施している企業が県発注工事を受注できない事案が散見されるとともに、地元企業にとって受注見通しが見えず経営計画が立てられない状況にある。

(4) 総合評価方式全般について意見がありましたらお聞かせ下さい。

○行き過ぎた価格競争を是正するため、本年9月に総務省と国土交通省が連名で通達した「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」の対応に基づき、低入札価格調査における調査基準価格および失格基準価格を引き上げるとともに、失格基準価格を調査基準価格に近づけてほしい。

○現行の3つのペナルティに加え、以下の一定の歯止め策を講じてほしい。

(現行のペナルティ)

- ①契約保証金の増額
- ②前払金の減額
- ③技術者の2名配置

(追加のペナルティ)

- ①施工体制強化
- ②現場の重点監督の実施
- ③低入札価格での複数契約を認めない
- ④減点措置

- 1) 低入札案件は当該工事において減点
- 2) 低入札の手持ち工事がある場合、当該工事で企業の評価点を減点
- 3) 工事完成後も工事成績に応じて翌年度末まで減点

○経済情勢の変化や地域の実情、建設市場の環境変化等に応じて様々な意見があるため、この意見聴き取りとは別に意見交換の場を是非設けてほしい。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成28年度から、県発注工事において下請契約を締結する際には、法定福利費を別立てにした見積りによることを元請業者に対して求めることとしていますが、見積書への法定福利費の明示を徹底するためには、どんなことが効果的であるかお聞かせください。

- 国に準じた措置として、発注者の指導強化や罰則規定を設ける。
- 下請通知書の添付書類として、見積書の写しを提出させ、法定福利費の明示がない場合は是正させる。

(2) 平成28年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するためには、どのような取組が有効であるとお考えかお聞かせください。

- 変更契約書の取り交わしにおいて、発注者との最終変更金額が確定しないと下請業者に注文書が発行できない。そのため、国土交通省のように、概算工事費で変更指示書を出してもらうことが有効である。
- 発注者との契約の変更を適切かつ円滑に行うために策定された「工事請負契約に係る設計変更ガイドライン」の運用を徹底することが有効である。
- 下請状況実地調査を頻繁に実施し、発注者の指導を強化する。
- 元請業者の責任として、変更契約時のチェックリストを作成し管理する。

(3) 土木工事の共通仕様書で、下請契約を締結する場合は極力県内業者を選定することとしており、総合評価方式においても県内業者活用の割合が一定程度あれば加点評価し、県内業者の活用を促進していますが、下請の県内業者活用について、貴協会では元請に対してどのような取組をされているかお聞かせください。

- 県が推奨する地産地消の理念に基づき、会員企業に対して県内業者の活用を働きかけている。
- 震災後、相双管内では業者数が激減しており、一部県外業者の活用はあるが、会員企業においては、地域振興の観点から出来る限り発注箇所と同一市町村内の業者を活用するよう努めている。
- 特殊工事や作業員不足など県内業者の調達が困難な場合を除き、県内業者を選定している。

3 電子入札・電子閲覧について

(1) 電子入札システムへの利用者登録状況は有資格業者全体に対して工事が4割(38%)程度、測量等が5割(50%)程度となっていますが、電子入札への参加を促進するためには、どのような取組が有効であるとお考えかお聞かせください。

- 電子入札方式の割合を高くすることが有効である。
- 不慣れな業者には、電子入札の基本的な操作等に関する説明会の開催が有効である。
- 電子入札の利便性の告知やシステム導入を簡易にすることが有効である。

(2) 電子入札・電子閲覧について、御意見等があればお聞かせください。

- 農林水産部及び土木部発注の案件以外でも電子入札及び電子閲覧を実施するとともに、随意契約の案件にも拡大してほしい。
- 電子閲覧システムについては、平日のみの運用となっており、入札公告が金曜日となっている発注機関が多い。このため、休日出勤及び夜間勤務を避けるためにも入札公告を金曜日以外に変更してほしい。
- 電子入札のように、開札時も会場に行かなくてもWeb上でタイムリーに詳細を確認できるようにしてほしい。

4 情報の把握手段について

(1) 入札制度の改正をはじめ、入札等に関する情報は、主にどのような手段によって把握しているかお聞かせください。

〇県のホームページ掲載や当協会からの周知、建設業界紙、官民の意見交換会からの情報により把握している。

5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

- 地域建設業が、地域の守り手として将来にわたって社会的役割を果たすためには、週休2日制や長時間労働の改善を始めとする働き方改革、生産性向上、女性や若手入職者（技術者、労働者）の処遇改善などに積極的に取り組みながら、健全で安定した経営基盤を確保しなければならない。
- 入札制度は、企業の存続だけでなく、建設業界全体の振興に関わる根幹的な問題である。よって、入札制度設計の理念として、競争性・透明性・公平性の確保とともに、改正品確法の主旨を踏まえて品質確保と適正利益を確保する考え方が必要である。
- 本年1月の「福島県建設業審議会」の知事答申には、「地域の実情に応じた発注のための施策の一つとして、BCPの策定や災害時応援協定を締結している地域企業などとの適正性を確保した指名競争入札を導入すべきである」と提言されている。

また、本年3月に策定の「ふくしま建設業振興プラン」には、「福島県の最低制限価格や低入札価格調査基準の妥当性を確認するため、他県等の設定、活用状況を調査した上で、必要に応じて適切に見直していきます」。「入札方式については、他県等の状況を詳細に調査し全国的な動向を把握した上で、平成18年の入札等改革の趣旨を踏まえつつ、そのあり方を広く検討していきます」と記載されている。

さらに、本年9月に総務省と国土交通省が連名で通達した「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」では、「失格とする価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、それによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効性を確保すること」が求められている。
- 地域の守り手である地元企業の受注が少なくなり、地域建設業が弱体化、疲弊すれば、除雪や災害対応等が困難となり、地域の安全・安心が確保できなくなる恐れが生じる。そうなれば行政の責務として、管理者による新たな対応が必要となる。
- このため、地域建設業の重要な受注となる3千万円未満の工事を地元企業が受注できる環境整備が必要である。そのためには、指名基準の透明化と客観性を確保した上で、手持ち工事量、施工能力、施工体制を考慮した指名競争入札方式を導入する必要がある。

○今後、事業量が減少し、価格競争の激化が懸念されることから、担い手3法に基づき、適正利潤が確保されるよう、条件付一般競争入札方式（価格競争）における最低制限価格を引き上げてほしい。

○舗装工事の地域要件について、舗装工事は他管内からの参加が多く、低入など価格競争が特に激化しやすい工事がありますので、入札参加者数の実態も踏まえ、地域を支える地元業者の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

（舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例）

| 設計金額 | 地域要件 | 設計金額 | 地域要件 |
|--------------|-------|----------------------|-----------|
| 2千万円以上 | 県内 | 3千万円以上 | 県内 |
| 5百万円以上2千万円未満 | 隣接3管内 | 5百万円以上 3千万円未満 | 管内 |
| 5百万円未満 | 隣接3管内 | 5百万円未満 | 管内 |

○現地と設計（図面等）が合っていない工事案件が多く見受けられ、最終的に施工者が対応せざるを得ない状況にある。よって、測量・設計業者に再測量・再設計及び発注者の速やかな対応をお願いしたい。

○働き方改革で求められる長時間労働の是正や週休2日の実現、将来の担い手確保、適正利潤の実効性を上げるため、年間を通して効率的な作業ができるよう4月・5月の工事発注をさらに拡大してほしい。